

## 特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和 6年 9月 10日

枚方市長 殿

## 提出者

住 所 大阪府枚方市星丘4-8-1

氏 名 独立行政法人 地域医療機能推進機構

星ヶ丘医療センター 院長 細野昇

電話番号 072-840-2641

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、令和五年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事 業 場 の 名 称	独立行政法人地域医療機能推進機構 星ヶ丘医療センター
事 業 場 の 所 在 地	大阪府枚方市星丘4-8-1
事 業 の 種 類	88
特別管理産業廃棄物処理計画における 計 画 期 間	2023/04/01～2024/3/31

## 特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排 出 量	49.001 t	全 処 理 委 託 量	49.001 t
自 ら 再 生 利 用 を 行 う 特 別 管 理 産 業 廃 弃 物 の 量	t	優 良 認 定 処 理 業 者 へ の 処 理 委 託 量	49.001 t
自 ら 热 回 収 を 行 う 特 別 管 理 産 業 廃 弃 物 の 量	t	再 生 利 用 業 者 へ の 処 理 委 託 量	t
自 ら 中 間 処 理 に よ り 減 量 す る 特 別 管 理 産 業 廃 弃 物 の 量	t	認 定 热 回 収 業 者 へ の 処 理 委 託 量	t
自 ら 埋 立 処 分 又 は 海 洋 投 入 処 分 を 行 う 特 別 管 理 産 業 廃 弃 物 の 量	t	認 定 热 回 収 業 者 以 外 の 热 回 収 を 行 う 業 者 へ の 処 理 委 託 量	t

## 電子情報処理組織の使用に関する事項

特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	前々年度 52.120 t	前年度 71.795t
(電子情報処理組織の使用に関して実施した取組) 特別管理産業廃棄物について電子マニフェストの全面的に使用を実施している。		
※事務処理欄		

(日本産業規格 A列4番)

計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類：①感染性廃棄物 )

有機物量	
不要物等発生量	

② 再生利用した量	
③ 自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量	0

④ 自ら中間処理した量	51.850
⑤ ④のうち熱回収を行った量	0

⑥ 自ら中間処理した後の残さ量	0
⑦ 自ら中間処理により減量した量	0

(第2面)

⑧ 自ら中間処理した後再生利用した量	0
⑨ 自ら中間処理した後海洋投入又は埋立処分した量	0
⑩ 自ら中間処理による減量した量	51.850
⑪ 自ら中間処理及び自ら中間処理した後の処理委託量	51.850
⑫ ⑪のうち優良認定処理業者への処理委託量	0
⑬ ⑪のうち熱回収認定業者への処理委託量	0
⑭ ⑪のうち熱回収認定業者以外の業者への処理委託量	0

計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類: ②引火性廃油 )

有機物量	
------	--

不要物等発生量	
---------	--

自ら直接 再生利用した量	② 0
-----------------	--------

自ら中間処理した後 再生利用した量	⑧ 0
----------------------	--------

排出量	① 0.270
-----	------------

項目	実績値
①排出量	0.270
②+③自ら再生利用を行った量	0
⑤自ら熱回収を行った量	0
⑦自ら中間処理により減量した量	0
⑨自ら中間処理した後 再生利用した量	0
⑪全処理委託量	0.270
⑬優良認定処理業者への 処理委託量	0.270
⑭再生利用業者への処 理委託量	0
⑯熱回収認定業者への処 理委託量	0
⑰熱回収認定業者以外の 熱回収を行いう業者への処 理委託量	0

自ら直接処分又は 海洋投入処分した量	③ 0
自ら中間処理した後 の残さ量	⑥ 0
自ら中間処理によ り減量した量	⑦ 0
自ら中間処理した後 再生利用した量	⑨ 0
自ら中間処理した後 自ら埋立処分又は 海洋投入処分した量	⑩ 0.270
⑪のうち熱回収認定 業者への処理委託量	⑫ 0
⑬のうち熱回収認定 業者以外の 熱回収を行いう業者 への処理委託量	⑭ 0
⑮のうち優良認定 処理業者への 処理委託量	⑯ 0.270

(第2面)

## 備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物処理について、①～⑯の欄のそれぞれに、(1)から(16)に掲げる量を記入すること。
  - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
  - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
  - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
  - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
  - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
  - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
  - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
  - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
  - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
  - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
  - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
  - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
  - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
  - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄には、何も記入しないこと。